

4. 自治体、事業者のとりくみ

4.1 自治体のとりくみ

都道府県知事は、水質汚濁防止法に基づき地下水の水質測定を行い、その結果を公表しています。測定の結果、汚染が判明した場合は、汚染原因の調査を行い、汚染原因者の特定や汚染原因者に対して、汚染の防止や浄化の措置の指導を行っています。

また、近年独自に条例や要綱を定め、事業者等に汚染の調査・対策を求める地方自治体が増加しています。条例には、環境保全全般を対象とした条例の一部として地下水や土壌に関する規定を定めているものや、専ら地下水の保全を目的としたものがあり、各自治体の実情を反映したさまざまな特徴があります（表4-1～表4-3）。

表4-1 専ら地下水の保全を目的とした条例の例

自治体名	名称	地下水汚染に関わる主な内容
千葉県	地下水汚染防止対策指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は事業場で使用する対象物質による地下水汚染が確認された場合は、自らの責任において、汚染物質の除去に努めなければならない。 事業者は、対象物質及び対象物質を含む水等を公共用水域へ排出する場合はその排水、事業場内に井戸がある場合は井戸水の対象物質の濃度を定期的に測定して記録し、3年間保存するものとする。 上記の結果、基準に適合しない場合は直ちにその旨を管轄市町村長を経由して知事に報告する。あわせて原因を究明し、改善措置を講ずるとともに、その経緯を市町村長を経由して知事に報告する。 知事は上記の報告等を受け必要と認めるときは事業者に対し採るべき措置について指導を行う。
秦野市	地下水保全条例	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質の使用事業場を設置している者は、毎年度の搬入量及び搬出量に関する物質収支を市長に報告しなければならない。 市長は、汚染のおそれがある土地について、汚染状態の概況を把握する調査（以下「基礎調査」という）を行うものとする。ただし市長以外の者が基礎調査を行うことを妨げない。 市長は基礎調査の結果等に基づいて、詳細調査を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。 市長は、詳細調査の結果に基づいて、浄化事業を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。指定を受けた関係事業者は、その日から3か月以内に浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。 土地を所有し、又は占有する者は、市長の許可を受けなければ、その土地に井戸を設置することができない。 地下水の水質を保全する事業その他必要な事業を行うため、秦野市地下水汚染対策基金を設置する。
岐阜市	地下水保全条例	<ul style="list-style-type: none"> 対象物質の使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、その濃度を年1回以上測定（自主検査）し、その結果を3年間保存するものとする。 使用事業者は、自主検査の結果が汚染基準を超えた場合、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質濃度が汚染基準を超えたことを知ったときは、その原因を究明し、地下水の汚染の拡大を防止する措置又は汚染を予防する措置を講じなければならない。 使用事業者は、対象物質の搬入量及び搬出量に関する物質の収支を記録し、保存するものとする。 掘削する深さが10mを超え、かつ建築面積が1,000m²を超える工事又は、掘削する深さが10mを超える砂利採取の場合は、その工事を開始する7日前までに、その内容について市長に届けなければならない。

4. 自治体、事業者のとりくみ

表4-2 環境保全全般を対象とした条例の中で土壌及び地下水汚染に関する規定を定めている例

自治体名	名称	土壌・地下水汚染に関わる主な内容
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 知事は地下水の汚染が認められる地域がある場合は、有害物質取扱事業者に対し、その敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。 知事は上記の調査の結果、汚染土壌処理基準を超える場合、有害物質取扱事業者に対し、汚染処理計画書を作成し、汚染土壌を処理することを命ずることができる。 3,000m²以上の土地の改変を行う者は、過去の有害物質の取扱事業場設置状況等について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。 土地改変者は、調査の結果、汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
岡山県	環境への負荷の低減に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質取扱事業所を設置している者は、敷地内において、土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び講じた応急措置の内容を知事に届け出なければならない。 知事は汚染の発見について届出があったときは、当該汚染の原因等を調査するものとする。当該届出をした者は、当該調査の実施に協力しなければならない。 調査の結果、有害物質取扱事業所の事業活動に起因して土壌又は地下水の汚染が生じていると認められるときは、有害物質取扱事業所を設置している者は、浄化対策計画を作成し、知事に報告しなければならない。

表4-3 環境保全全般を対象とした条例の中で土壌汚染に関する規定を定めている例

自治体名	名称	土壌汚染に関わる主な内容
大阪府	生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者等は3,000m²以上の敷地において土地の形質変更をしようとする場合には、過去の有害物質の使用状況その他の規則で定める事項（特定有害物質の製造・使用・処理の状況、ダイオキシン類の発生若しくは処理の状況等）を調査（以下「土地の利用履歴等調査」という。）し、その結果を知事に報告しなければならない。 土地の所有者等は、以下の場合には、規則で定める調査対象となる管理有害物質による土壌の汚染状況について、知事が指定する調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①土地の利用履歴等調査の結果、管理有害物質が製造・使用・処理等された可能性がある場合。 ②有害物質使用届出施設、ダイオキシン特定施設（以下「管理有害物質」という）又は有害物質使用特定施設を設置している工場・事業所の敷地において、土地の形質変更をしようとする場合。 ③有害物質使用届出施設等が廃止された場合。 知事は土壌汚染状況調査の結果、当該土地の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が管理有害物質によって汚染されている区域（以下「管理区域」という）として指定するものとする。 知事は土壌の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する管理区域内の土地があると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。
横浜市	横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、工場等の跡地の汚染土壌については、その責任において必要な措置を講ずるとともに、横浜市が実施する汚染土壌に関する施策に協力するものとする。 跡地の所有者（事業者である所有者を除く）は横浜市が実施する汚染土壌に関する施策に協力するものとする。 事業者は、工場等の移転等をしようとする場合、跡地面積が1,000m²以上のもの（メッキ業又は表面処理業の跡地は1,000m²未満を含む）であるときは、速やかに当該跡地の利用経過等について土壌汚染概況調査票に必要事項を記入し、市長に報告する。 市長はこの報告を受けて、跡地の土壌に汚染がないことが明らかな場合を除き、事業者に対し、詳細調査として当該跡地に関する表土調査並びに必要な応じボーリング調査及び地下水調査を実施するよう指導するものとする。 事業者は調査の結果、土壌が土壌汚染の判定基準に掲げる物質について判定基準に該当する場合は、当該土壌を汚染土壌とし、あらかじめ市長の指導を受け、汚染土壌の処理対策を講ずるものとする。

4. 2 事業者のとりくみ

ISO14000シリーズに基づく環境保全に向けた国際的な動きを受け、事業者自らが自主的な調査・対策を実施しています。また、事業者自体の汚染による損害賠償、社会的信用問題等の事業リスクを回避するため対策にとりくむ例が増えています（表4-4）。

具体的なとりくみとして、自主的調査・対策の結果を環境報告書や人事・雇用や製品・サービス等の社会貢献活動や社会的側面からみた環境問題を報告する「サステナビリティ・レポート（継続可能性報告書）」のなかで公表している例があります。

有害物質を取り扱う事業者においては、自主的な調査によって汚染が判明した場合は結果をできるだけ速やかに公表することが望まれます。

表4-4 事業者のとりくみの例

事業者のとりくみ	とりくみの例
<p>有害物質の取り扱い 環境に対する企業の考え方を示します。</p>	<p>有害物質の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の未然防止に努めます。 ・汚染の早期発見・早期修復に努めます。 ・管理責任者の教育・訓練 ・汚染発生等のリスクを評価・認識し、実行体制の整備と共に、事業所内外のコミュニケーションの手順を確立し社員研修を行います。 <p>環境マネジメントシステム（ISO14001認証取得）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定を行います。 ・環境マネジメントプログラムを作成します。 ・環境マニュアルの作成を行います。 ・環境報告書を発行するなど企業の考え方を社会に示します。 ・維持審査（サーベランス）は6ヶ月または、毎年行います。
<p>汚染の有無確認や 有害物質の漏洩事故等 汚染が発見されたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用事業場では、汚染の有無を確認するため自主調査等を行います。 ・汚染が判明した場合は調査・対策方針を定め、浄化目標の設定を行い、損害を最小限に抑えるとともに、迅速・的確に対応します。 ・浄化対策を策定し、実施します。応急対策が必要な場合は優先します。 ・調査結果は、速やかに行政に報告します。 ・行政・専門家に相談して浄化対策を実施します。 ・有害物質が事業所外に拡散しないよう対策をとります。周辺環境へ有害物質が拡散していないか環境影響評価を行います。